

令和7年度の

政務活動費の 収支状況を公開します。

政務活動費とは・・・

議員の研究研修、調査、広報、広聴、その他の調査研究活動に役立てるため、必要な経費の一部として交付されるものです。

本市では、議員1人当たり年額30万円(1か月当たり2万5千円)が一括で交付されます。交付された議員は、毎年4月30日までに現金出納簿及び領収書等を添付して、収支報告書を提出します。なお、残額があるときは市に返還することになっています。

別記様式第4号（第5条関係）

令和8年4月 日

佐野市議会議員 様

議員の氏名

令和7年度 政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

令和7年5月13日佐野市指令議第1号で交付決定の通知のありました政務活動費について、佐野市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 収 入
政務活動費 300,000円

科 目	金 額	備 考
研究研修費	円	
調査旅費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
広報費	円	
広聴費	円	
人件費	円	
その他の経費	円	
合 計	円	

3 残 額 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

▲政務活動費収支報告書例

区 分	内 容
研究研修費	議員が研究会、研修会等を開催するために必要な経費または議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために必要な経費 ※党費、党大会の参加費、賛助金、党大会参加のための旅費、懇親会会費などは対象外です。
調査旅費	議員が行う調査研究活動のための先進地調査または現地調査に必要な経費 ※観光を目的とする旅費、視察中の飲食費などは対象外です。
資料作成費	議員が行う調査研究活動に関する資料の作成に必要な経費 ※選挙活動用資料作成費、党の機関紙発行費などは対象外です。
資料購入費	議員が調査研究活動を行うための図書、資料等の購入に必要な経費 ※一般紙の新聞代は、2紙目以降分が対象になります。 ※所属政党の機関紙・新聞代、一般的な図書の書籍代などは対象外です。
広報費	議員が調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、または広報するために必要な経費 ※政党の広報紙、選挙ビラ作成費などは対象外です。
広聴費	議員が住民からの市政及び議員の政策等に対する要望または意見を聴取するための会議等に必要な経費 ※親睦会経費、懇親会経費、政党活動・後援会活動に要する費用などは対象外です。
人件費	議員が行う調査研究活動を補助する臨時の職員を雇用するために必要な経費 ※秘書的な経費、報告会・公聴会の会場設営に係る賃金などは対象外です。
その他経費	上記以外の経費で議員が行う調査研究活動に必要な経費 ※香典、祝金、寸志、餞別、見舞金、慶弔電報料金、年賀状代、名刺印刷代、自家用自動車に係る経費などは対象外です。